

国際関連情報 Report from IFRS-AC

IFRS-AC 会議 (2012年10月) 出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 参与・教育第二企画部長 **金子 誠一**
かねこ せいいち

10月22日、23日の両日、ロンドンにおいて開催された国際財務報告基準財団 (IFRS 財団) の IFRS 諮問会議 (IFRS-AC)* の概要について下記のとおり報告する。

* 国際会計基準審議会 (IASB) に対し、検討事項やその優先順位をアドバイスするための組織。従来は基準諮問会議 (SAC) と呼ばれていたが、2010年4月に名称変更した。

委員は45名強。日本からは証券アナリスト協会代表の筆者 (金子) に加え、経団連代表の村岡富美雄 (株) 東芝取締役監査委員会委員長が委員。他に金融庁から1名がオブザーバー (発言権あり) で参加。IFRS-AC 会議は年に3回、ロンドンで開催される。今回、金融庁からは水見野良三審議官が出席。

1. 議事一覧

番号	日時	議事
(1)	22日 9:00-9:30	開会
(2)	同 9:30-10:00	IASB の活動報告
(3)	同 10:00-11:40	料金規制事業 (説明・分科会)
(4)	同 11:40-12:00	農業
(5)	同 12:00-12:25	イマージング・エコノミーズ・グループ
(6)	同 12:25-12:35	SEC の動向
(7)	同 13:15-13:50	料金規制業種 (全体会議)
(8)	同 13:50-15:45	IFRS の均質適用 (説明・分科会・全体会議)
(9)	同 15:45-16:15	トラスティの活動
(10)	23日 9:00-9:50	各国基準設定主体との会議
(11)	同 9:50-11:35	研究開発機能 (説明・分科会)

(12)	同	11:35-12:55	IASB のネットワーク
(13)	同	13:40-14:30	研究開発機能 (全体会議)
(14)	同	15:00-16:00	リース
(15)	同	16:00-16:30	まとめ・閉会

* 会議資料及び録音は下記から入手できる。

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IFRS-Advisory-Council-Meeting-October-2012.aspx>

2. 議事概要

上記議事一覧に従い、日本からの参加者の発言要旨にも触れながら議事概要を紹介する。

(2) IASB の活動報告

Hoogervorst IASB 議長より最近の基準開発動向について説明。保険については、来年上半年に範囲を限定した再公開草案を出す予定であり、概念フレームワークについては、検討方法を工夫し、未完の部分を3年以内に完成させたい、金融商品（減損）については米国財務会計基準審議会（FASB）と協議を続けてきたが意見の一致に至らなかった、との説明があった。

保険については、複数の業界団体出身委員が、範囲を限定せず、全体を再公開すべきであるという意見を述べる一方、保険行政機関出身委員からは、迅速性のために限定再公開とすべきという正反対の意見が出た。Hoogervorst 議長は、この低金利下において、保険負債を測定する会計基準がないのは恥（disgrace）であり、2018年には新基準を適用しようとするれば限定再公開とせざるを得ないと回答していた。

概念フレームワークについては、氷見野審議官から、未完の部分に限定せず、Hoogervorst 議長が最近の講演（9月18日にFEE（欧州会計士連盟）で行った講演）で触れていた prudence（慎重性）やこれに関係する neutrality（中立性）も含め幅広く検討すべきではないか

という質問があった。これに対し、Hoogervorst 議長は、時間制約から範囲は限定すべきであり、また prudence は明記されていないにもかかわらず、その精神は IFRS の中に息づいていると回答した。

金融商品（減損）について IASB と FASB とのコンバージェンスが成立しなかったことについて、複数の委員が失望の意を表した。Hoogervorst 議長は金融商品の会計基準全体を見れば、コンバージェンスは進展した、今後について楽観はしていないが奇跡は起きることもある、と述べていた。

(3, 7) 料金規制事業

料金規制（rate regulation）とは、規制を通じてサービス又は製品について顧客に請求できる価格を設定することである。一般的に、企業が独占的又は支配的な市場地位を有している場合に、規制機関又は政府が課すものである。こうした規制のある業界では、例えばコストが上昇（下落）してもそれを顧客に転化するのに時間がかかる場合がある。一部の国ではこうした場合、当該企業は規制資産負債（regulated assets and liabilities、以下「RAL」という。）を認識できる。価格転嫁が認められた時に、RALを取り崩すので、結果として損益は平準化される。現行の IFRS は RAL の計上を認めていない。かねてから、RAL を認めていたカナダは既に IFRS に移行したが、RAL の継続適用を求める料金規制企業には特例で IFRS の

適用除外を認めることを延長してきた経緯がある。IASBは2009年にRALの認識を限定的に認める公開草案を出したが、RALが資産負債の定義を満たすか等、概念フレームワーク・レベルの議論が沸き上がり、プロジェクトを中断した。最近になってプロジェクト再開を決めたが、結論が出るまでに数年かかるので、この間、何らかの経過措置を設けるか否かが問題となっている。経過措置案には、例えばカナダのような国の場合、新IFRSができるまでは、旧国内基準の適用(RALの計上)を認めることも含まれる。こうすれば、カナダはRALを認めながら大手を振ってIFRS完全適用を宣言できる。しかし、この場合、欧州やブラジルの料金規制業種企業(IFRS移行に伴いRAL計上をやめた)との間に不公平感が生じる。

分科会での議論も含めて検討したが、多数意見は上述のような経過措置は設けず、新IFRSの開発を急ぎ、当面の対応は開示の拡大にとどめるべきというものであった。

(4) 農 業

IFRSでは生物資産及び農産物は、売却費用控除後の公正価値で測定しなければならない。多くの農業国を中心に、以前から果実生成型の生物資産(bearer biological assets; 例えば果樹のように、多年に渡って果実を収穫する資産)は公正価値には馴染まないという強い不満があった。IAS第41号(農業)を果実生成型の生物資産に限定して改正することの是非について意見を求められたが、農業国出身の委員を中心に賛成意見が相次いだ。検討対象に家畜を含めるかどうかという質問があったが、IASBスタッフは家畜を含めると検討に時間がかかるとして難色を示した。マレーシアの会計基準設定主体が準備したリサーチも利用して、IASBは2013年半ばに公開草案を出す予定である。

(5) イマージング・エコノミーズ・グループ

IASBスタッフによるEmerging Economies Groupの活動報告。このグループはイマージング諸国13か国の会計基準設定主体で構成され、2011年6月から年2回会議を開き、会計基準に関する諸問題を議論している。IASBスタッフは、このグループ設立を起案し、事務局を引き受けている中国大蔵省の貢献を絶賛していた。

(6) SECの動向

米国証券取引委員会(SEC)の主任会計士代行Beswick氏から次の話があった。

7月にスタッフ・ペーパーを出し、目下、これに対するコメントの分析を行っている。足元では大統領選挙があり動きづらい状況にある。来年上半期にIFRS採用問題をどのように取り上げるか検討することになるが、どのような方向に一歩を踏み出すかは予測しがたい。予想外に時間がかかっているが、これはSEC委員が例えばマネーマーケット・ファンドの規制等に忙殺されてきたことと、米国の資本市場がいろいろな意味で複雑なため、IASBに問題があるわけではない。米国のIFRS採用については、いまだに楽観的に考えている。

(8) IFRSの均質適用(consistent application)

IFRSの採用国・地域が増えるに従って、それが地域的な差異なく均質に適用されているかどうかの問題となる。IASBはImplementation Committeeを新たに設置、既に2回会合を持ち、証券市場規制当局、各国の会計基準設定主体、大手監査法人等々の対話を通じて均質適用を促進する方針である。

分科会を含めて検討したが、均質適用はIFRSのブランドを高めるためにも必要であり、Implementation Committeeを重要な組織とし

て位置づけ、積極的 (proactive) な活動をすべきという意見が多かった。

(9) トラスティの活動

Prada IFRS 財団トラスティ議長から、最近の活動の報告。SEC のレポートについては、それを分析したレポートを出す、財団の財務基盤整備は道半ば (in the middle of the river) といった。

(10) 各国基準設定主体との会議

IASB は世界の主要な会計基準設定主体と定期的な会議を開催することを検討している。これまでも、米国の FASB、日本の企業会計基準委員会 (ASBJ)、欧州の欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) と個別の定期協議を行ってきたが、FASB との MoU に基づくコンバージェンス・プロジェクトが終了する機会に、会計基準設定主体との協議のための新たな枠組みが提案された。具体的には主要 12 設定主体をメンバーにロンドンで年 4 回、各回 1 日半の会議を開き、主にテクニカルな議題を検討する。概念フレームワークも検討対象となり、上記(2)で触れた概念フレームワーク・プロジェクトを 3 年で終了させるという構想もこの新たな会議設立を前提にしている。

細かな質問や提案はあったが発言した委員は全員、会議の新設に賛成した。ただし、一部には「IFRS を実施済みの国を中心に構成すべき」との意見も聞かれた。

水見野審議官は以下の意見を述べた。

提案を歓迎し支持する。この会議によって、下記 (11, 13) で検討する研究開発機能の問題の解決にも資するのではないか。IFRS を採用途上にある国をメンバーに加え encourage する形で機能させることが、単一で高品質の国際的な基準の策定という目標を最終的に達成するための一助になる。

筆者は以下の意見を述べた。

IASB は 2003 年からユーザーとの定期協議 (ARG、後に CMAC と改称) を行っており、2007 年から作成者との定期協議 (GPF) を行っている。以前から、何故基準設定主体との定期協議を行わないか疑問に感じていた。この意味で今回の提案は欠落していた部分を補完し、IASB の基準開発メカニズムを完成させるものと考え。

なお、本件の説明の中で、Hoogervorst 議長はメンバーとなる基準設定主体の要件に「技術的な能力」を挙げ、ASBJ との定期協議の中での議論および提示される資料は分析の深さと多面性で素晴らしいと絶賛していた。既に IFRS を採用している国の一部には、採用していないわが国が IASB との協議に参加することに不満を持つ向きがある。筆者には Hoogervorst 議長の発言はこうした動きを念頭に、ASBJ が新設される会議のメンバーになることを支援するためのものと聞こえた。

(11, 13) 研究開発機能

IASB は独自の研究開発機能を新設することになっており、そのあり方について議論した。目的を基準開発の迅速化に絞ること、図書館等の機能は他の組織の資源も活用すること等、学術的な研究には流れず、実務的効率的なりサーチを求める意見が太宗を占めた。

(12) IASB のネットワーク

毎回、会計基準設定に関係する組織から最近の状況についてプレゼンを受けている。今回は、Integrated Reporting Committee、Financial Stability Board、Basel 委員会からプレゼンがあった。

(14) リース

スタッフから開発中のリース基準の現状につ

いて説明あり。Hoogervorst 議長から、リース基準については、米国においても欧州においても作成者、リース会社の反発が極めて強く、再公開草案を出しても困難が予想される、仕事が終わった (done deal) とはとても思えないというコメントがあった。委員の中からは、上記(11, 13)で検討した研究開発機能があれば、それを活用して実証ベースのリサーチを行っていけばもっと円滑に基準開発ができたのではないか、検討中の2モデルでなくオリジナルの1モデルの方が良かったといった意見等があったが、表立って検討内容全体に反対する意見はなかった。

筆者は以下の意見を述べた。

日本の財務諸表ユーザーは検討中のリース基

準を強く支持している。これまで、リースをオンバランス化するために膨大な時間を費やしており、この無意味な作業から解放される日を楽しみにしている。リースは多様に用いられるので2モデルも受け入れ可能である。6年間も検討してきたのに作成者の抵抗が強いと Hoogervorst 議長から聞いてびっくりしている。議長の幸運を祈るのみである。

このコメントには、米国の会計士から他国のユーザーも検討中の基準をサポートしているのかという質問があり、IASB スタッフが、多くのユーザーの意見を聞いたがリースをオンバランス化する点については一貫して強いサポートがあると回答した。